

総合療育センター作業療法士【産休・育休代替】募集案内

■申し込み

1 申し込み方法 下記書類を持参又は郵送してください。

①履歴書（写真付）②作業療法士免許の写し

2 申し込み先 〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

北九州市立総合療育センター事務科(担当：宮武) 電話：093-922-5596

■選考方法

書類選考及び面接

※書類選考後、面接日時を連絡いたします。

■応募資格

作業療法士免許を持つ方

■勤務条件

雇用形態	期間雇用臨時職員（社会福祉法人北九州市福祉事業団の臨時職員）
雇用期間 ※勤務開始日応相談	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで（試用期間なし） ※翌年度以降、職員の産休・育休中に限り更新の可能性あり （令和5年12月末までの予定）
雇用場所	北九州市立総合療育センター（北九州市小倉南区春ヶ丘10-4）
仕事の内容	当センター訓練科における作業療法士の業務
勤務時間 ※勤務時間応相談	8時30分から17時00分まで（休憩60分） ※7.5時間勤務
休日 ※勤務日数応相談	週休日：日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定される休日 年末年始：12月29日～翌年1月3日
時間外労働	必要に応じてあり
年次休暇	雇用開始から6ヶ月経過後、10日付与
賃金	9,345円（日額）
交通費	○交通用具利用の場合 1日450円 ・5km未満：月額2,500円上限 ・5km以上10km未満：月額5,000円上限 ・10km以上：月額7,500円上限 ○公共交通機関利用の場合 日額900円（上限）×実勤務日数＝交通費補助額（月額）
賃金支給日	月末締め、翌月20日支給（銀行振込）
一時金(賞与)	基準により支給あり（昨年実績：年2回4.4月分）
処遇改善手当	特定処遇改善手当：月額5,000円 臨時特別処遇改善手当：月額9,200円 ※処遇改善手当は賞与算定基礎額には含みません。
退職金	なし
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり
その他	詳細については面接時に説明します